

別表 1 (要綱第 4 条(9)関係)

対象サービス	
ア	短期入所生活介護
イ	短期入所療養介護
ウ	特定施設入居者生活介護
エ	小規模多機能型居宅介護
オ	認知症対応型共同生活介護
カ	地域密着型特定施設入居者生活介護
キ	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
ク	地域密着型介護老人福祉施設
ケ	介護老人福祉施設
コ	介護老人保健施設
サ	介護医療院
シ	介護予防短期入所生活介護
ス	介護予防短期入所療養介護
セ	介護予防特定施設入居者生活介護
ソ	介護予防小規模多機能型居宅介護
タ	介護予防認知症対応型共同生活介護

別表 2 (要綱第 4 条(10)関係)

対象サービス	
ア	訪問介護
イ	訪問入浴介護
ウ	訪問看護
エ	訪問リハビリテーション
オ	通所介護
カ	通所リハビリテーション
キ	福祉用具貸与
ク	居宅療養管理指導
ケ	短期入所生活介護
コ	短期入所療養介護
サ	夜間対応型訪問介護
シ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ス	認知症対応型通所介護
セ	地域密着型通所介護
ソ	小規模多機能型居宅介護
タ	看護小規模多機能型居宅介護
チ	特定施設入居者生活介護（短期利用）
ツ	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
テ	認知症対応型共同生活介護（短期利用）
ト	居宅介護支援
ナ	介護予防訪問入浴介護
ニ	介護予防訪問看護
ヌ	介護予防訪問リハビリテーション
ネ	介護予防通所リハビリテーション
ノ	介護予防福祉用具貸与
ハ	介護予防短期入所生活介護
ヒ	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
フ	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
ヘ	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
ホ	介護予防居宅療養管理指導
マ	介護予防認知症対応型通所介護
ミ	介護予防小規模多機能型居宅介護
ム	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
メ	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
モ	介護予防支援
ヤ	訪問型サービス（みなし、独自、独自／定率、独自／定額）
ユ	通所型サービス（みなし、独自、独自／定率、独自／定額）

別表3 介護テクノロジーの導入

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額										
ア 介護テクノロジー 別添に示す、経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野(以下、「重点分野」という。)」に該当する機器等の導入に係る経費。 イ その他 アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等の導入に係る経費。 【「その他」と認められる経費の例】 ・ 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器(床走行式リフト等) ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器(一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等) ・ 生産性向上に資する福祉用具(訪問介護事業所で使用するスライディングボード等) ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器(インカム等) ・ バックオフィスソフト(電子サインシステム、給与、勤怠管理等) ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等	4分の3	ア 第1欄アで示す機器等のうち、「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当する機器又は第1欄イで示す機器等 1 機器につき100万円まで イ 第1欄アで示す機器等のうち、「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」 職員数に応じて必要なライセンス数 が変動するなど、職員数により合計金額 が変動する契約の場合は、次のとおり <table><tr><th>職員数</th><th>基準額</th></tr><tr><td>1 名以上10 名以下</td><td>100 万円</td></tr><tr><td>11 名以上20 名以下</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>21 名以上30 名以下</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>31 名以上</td><td>250 万円</td></tr></table> 上記以外の方式の契約の場合 1 事業所につき250万円まで なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防を含む。)であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算する。 ウ 上記以外 1 機器につき30万円まで 上記ア～ウによる申請は、1事業所につき合計300万円までとする。 なお、補助額のうち、機器等と一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末)について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。	職員数	基準額	1 名以上10 名以下	100 万円	11 名以上20 名以下	150 万円	21 名以上30 名以下	200 万円	31 名以上	250 万円
職員数	基準額											
1 名以上10 名以下	100 万円											
11 名以上20 名以下	150 万円											
21 名以上30 名以下	200 万円											
31 名以上	250 万円											

別表4 介護テクノロジーのパッケージ型導入

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
別添に示す、経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野（以下、「重点分野」という。）」に該当する機器のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の経費（通信環境整備を含む。）。 【パッケージ型導入の例】 ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数機器 ・介護記録ソフト＋介護請求ソフト	4分の3	1事業所につき400万円まで なお、補助額のうち、機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。

別表5 導入支援と一体的に行う業務改善

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
ア 第三者による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、事前評価（課題抽出）、業務改善に係る助言・指導等、事後評価（導入後の定着支援等）等の支援を受ける際に必要な経費。 なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象とならない。 イ 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等 生産性向上の取組等について、県やあきた介護業務「カイゼン」サポートセンターが実施する研修の受講や、相談を行うことによる支援を受ける際に必要な経費。	4分の3	1事業所につき45万円まで なお、導入支援と一体的に行う業務改善のみを行う場合、補助金の交付を受けることはできない。

【留意事項】

- ・ 同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない(補助は1機種限り)。
- ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・ 福祉用具情報システム((公財)テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。)で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。

【福祉用具情報システム(TAIS)】

(掲載先：<https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)

※ TAISに掲載されていない機器等も補助対象となり得る。

- ・ 別表3(介護テクノロジーの導入)第1欄アによる機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。なお、通信費は補助経費に含まない。

- ① 主となる機器等が介護ソフトの場合は、同表第3欄イに定める基準額
- ② 主となる機器等が介護ソフト以外の場合は、同表第3欄ア及びウに定める1機器あたりの基準額に導入台数を乗じた金額

【付帯して必要となる経費の例】

- 介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事、モデム・ルーター・アクセスポイント、システム管理サーバー・ネットワーク構築等)
 - 介護テクノロジーの利用に伴って導入するPC、タブレット端末 等
- ・ 重点分野のうち「介護業務支援」には介護ソフトを含む。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないものであること)とする。なお、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。
(参考)厚生労働省 介護ソフトの機能調査結果 掲載HP ※「補助金参考資料」を参照のこと。
(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)
 - ・ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が別途情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、以下が確認できるものであるこ

と。なお、いずれの情報にもない製品について申請する場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

- ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること
- ②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること

(再掲) 厚生労働省 介護ソフトの機能調査結果 掲載HP ※「補助金参考資料」を参照のこと。

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

(参考) 国民健康保険中央会 ベンダー試験結果 掲載HP

(掲載先：<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>)

(参考) ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテストHP

(掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

(参考) 厚生労働省 介護ソフトの機能調査HP

(掲載先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)